第８号様式の乙（第31条関係）　　（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工場　 　 | 設置 | 認可第　　　　号 |
| 変更 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　場　 　 | 設　置 | 認　可　書 |
| 変　更 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日付けで申請のあった工場の | 設置 | については、都民の健 |
| 変更 |
|  |
| 康と安全を確保する環境に関する条例 | 第８１条第１項 | の規定により認可しま |
| 第８２条第１項 |
|  |
| す。この認可には、同条例 | 第８１条第４項 |
| 第８２条第２項の規定により準用する第８１条第４項 |
|  |
| の規定により次のとおり条件を付します。 |

　　　年　　　月　　　日

東京都知事

|  |  |
| --- | --- |
| 工場の名称 |  |
| 工場の所在地 |  |

 認可条件

（日本産業規格Ａ列４番）

（教示）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。